

《帯広市立柏小学校 いじめ防止基本方針》

平成29年6月1日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの未然防止対策・いじめの早期発見と対応

<いじめの未然防止対策>

温かな学級づくり

- ・人間関係づくりの活動
- ・自尊心の醸成

道徳教育の充実 体験活動の充実

- ・豊かな情操
- ・道徳心の育成
- ・規範意識の醸成
- ・「わたしたちの道徳」の活用

児童会の活動

- ・あいさつ運動
- ・いじめ防止月間
- ・いじめ防止標語の取組
- ・いじめ・非行防止サミットへの参加

教育相談の整備

- ・個人面談体制
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・アンケート内容の見直し

保護者・地域への啓発

- ・学校だより等での啓発
- ・HPでの啓発
- ・家庭内でのチェック
- ・地域からの情報収集

関係機関との連携

- ・家庭訪問相談員との連携
- ・福祉関係機関との連携
- ・警察との連携
- ・必要に応じて組織編成

教職員の資質向上

- ・いじめに係る研修
- ・体罰禁止の徹底

<いじめの早期発見と対応>

いじめの早期発見

- ・日常の観察
- ・いじめアンケート
- ・個人面談
- ・保護者からの情報
- ・複数の教師の眼

<いじめの疑いあり>

事実の確認

- ・担任及び関係者で事実の確認
- ・被害者からの事情聴取
- ・加害者からの事実確認

調査結果を
教育委員会へ報告

<いじめの事実あり>

重大事態の確認

- ・生命、心身または財産への重大な被害が生じた疑い
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

重大事態

いじめ問題対策委員会議の開催

- ・いじめ問題対策委員会の設置
(教育委員会・PTA役員・警察等)
- ・質問票を使った調査等
- ・事実確認
- ・必要に応じて公表
- ・再発防止対策の検討

保護者への報告

- ・確認した事実の報告
(被害者側・加害者側)

調査結果を
教育委員会へ報告

被害者側児童保護者

- ・児童への手厚いケア
- ・保護者へ今後の説明・支援

加害者側児童・保護者

- ・児童への指導(個別)
- ・保護者への助言

再発防止の検討及び徹底

3 いじめに対する基本方針

- (1)いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2)いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3)いじめめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

4 いじめ問題対策委員会

(1)基本組織

構成員:管理職・教務主任・学年代表・生徒指導部長・児童会担当・養護教諭・スクールカウンセラー
 内容:学校いじめ防止基本方針の点検・評価・改善

(2)いじめの兆候や発覚時の組織

構成員:管理職・教務主任・該当学年・生徒指導部長・児童会相当・養護教諭・スクールカウンセラー
 内容:いじめの調査と確認・解決策の検討と実施、学校全体での共通理解と取組の強化

(3)重大事態(不登校等)発生時の組織【いじめ問題対策委員会】(レベル1)

構成員:基本組織+教育委員会(指導主事)+PTA役員+関係機関(児童相談所等)
 内容:いじめ調査結果を教育委員会に報告し、今後の対策について検討

(4)重大事態(自殺等)発生時の組織【いじめ問題対策委員会】(レベル2)

構成員:基本組織+教育委員会(複数名)+PTA役員+関係機関(警察等)
 内容:いじめ調査結果の保護者への報告、児童の精神的ケア、報道機関等への対応

5 いじめ防止に関する年間計画

時期	教職員の取組	児童の取組	評価改善の取組
4月	○「柏小いじめ防止基本方針」の共通理解と保護者への周知 ○あいさつ運動		
5月	○家庭訪問 ○生徒指導交流会	・柏樹の集い(新1年生歓迎) ・あいさつ運動	
6月	○「アセス」「子ども理解支援ツール」の活用		
7月	○学校評議員会 ○情報モラル講演会(保護者・教職員対象)	・情報モラル講演会 ・いじめ・非行防止サミット	☆学校評価(児童・保護者・職員)
8月	○いじめに関するアンケート		
9月	○スクールカウンセラーによる研修会 ○翔陽学校支援地域本部エリア会議		☆基本組織による評価・改善
10月	○教育相談週間 ○生徒指導交流会	・異学年交流会	
11月	○「アセス」「子ども理解支援ツール」の活用 ○いじめに関するアンケート	・いじめ防止強化月間 ・いじめ防止標語づくり ・いじめ防止標語の展示	
12月	○学校評議員会	・いじめ・非行防止サミット ・柏樹の集い(いじめ標語発表)	
1月	○翔陽学校支援地域本部エリア会議		
2月	○いじめに関するアンケート		☆基本組織による評価・改善
3月	○学校評議員会	・一年間の振り返り	☆学校評価(児童・保護者・職員)